

令和6年門審第1号

裁 決
漁船A貨物船B衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋寿則出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時刻及び場所

令和3年5月7日15時37分僅か過ぎ

山口県蓋井島西方沖合

2 船舶の要目

船 種	船 名	漁船A	貨物船B
総 ト ン 数	6.6トン		
国際総トン数			465トン
全 長			62.37メートル
登 録 長	13.30メートル		

機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	4 3 6 キロワット	1, 1 7 6 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その左舷側にレーダー及びGPSプロッター、右舷側に機関操縦レバーをそれぞれ備えた小型いかつり漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和3年5月7日02時00分福岡県脇田漁港を発し、山口県蓋井島西方沖合の漁場で操業を行い、14時30分同漁場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、ヘッドアップ表示6海里レンジとしたレーダーを作動させ、15時25分蓋井島灯台から293度（真方位、以下同じ。）3.3海里的地点で、針路を176度に定めて自動操舵とし、9.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

15時34分a受審人は、蓋井島灯台から269度2.9海里的の地点に達したとき、左舷船首28度1,820メートルのところに、Bを視認することができ、その後同船が前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、漁具の整理作業に気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a受審人は、警告信号を行わず、間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとらずに進行し、15時37分僅か過ぎ蓋井島灯台から260度2.9海里的の地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船首部がBの右舷中央部に、前方から67度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体ほぼ中央部に操舵室を配し、同室前部中央に操舵スタンド、その左舷側にレーダー、右舷側にGPSプロッター及び機関遠隔操縦盤をそれぞれ装備した鋼製貨物船で、いずれも大韓民国籍の船長b 1及び一等航海士b 2、ほか同国籍2人及びフィリピン共和国籍6人が乗り組み、鮮魚約1トンを積み、同日13時50分関門港下関区を発し、大韓民国釜山港に向かった。

b 1船長は出航操船に引き続いて航海当直に当たり、14時51分頃山口県六連島西方沖合で、b 2一等航海士に当直を委ねて降橋した。

b 2一等航海士は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、甲板員を操舵に就かせて操船に当たり、15時30分僅か過ぎ蓋井島灯台から232度2.2海里の地点で、針路を306度に定め、11.8ノットの速力で、手動操舵によって進行した。

b 2一等航海士は、15時31分頃右舷前方約2海里のところに、Aを初認し、15時34分蓋井島灯台から249度2.6海里の地点に達したとき、同船が右舷船首22度1,820メートルのところとなり、その後Aが前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、同船に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かず、Aの進路を避けることなく、続航した。

b 2一等航海士は、15時37分僅か前右舷船首に迫ったAを認め、左舵をとったものの、及ばず、Bは、船首が289度を向いたとき、11.2ノットの速力で、前示のとおり衝突した。

b 1船長は、自室で休息中にb 2一等航海士の報告を受け、直ちに昇橋して衝突の事実を知り、事後の措置に当たった。

衝突の結果、Aは船首部に圧壊を、Bは右舷中央部外板に擦過傷をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理され、a受審人が頭部打撲等を負った。

(航法の適用)

本件は、蓋井島西方沖合において、南下する A と西行する B とが衝突したもので、衝突地点付近の海域は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

本件時、両船は、互いに視野の内にあり、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近したこと及び衝突のおそれがある態勢となつてから衝突に至るまでの間に、それぞれに要求される動作をとるのに必要な時間的、距離的余裕があったものと認められることから、本件は、海上衝突予防法第 15 条によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、蓋井島西方沖合において、両船が互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近した際、西行する B が、動静監視不十分で、前路を左方に横切る A の進路を避けなかったことによって発生したが、A が、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、蓋井島西方沖合において、脇田漁港に向けて航行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漁具の整理作業に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する B に気付かず、警告信号を行わず、間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとらずに進行して同船との衝突を招き、A 及び B にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、自らも負傷するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、

同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年8月21日

門司地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁